

避難計画と高浜原発3・4号再稼働に関する要請書

- ※ 原発事故時の兵庫県避難先（アンケート結果より）
 - ・若狭町三方地区等の5, 240名の避難所10ヶ所は、土砂災害警戒区域等の危険区域に設定されたままです
 - ・改正された災害対策基本法等に違反しています
 - ・これでは住民の安全を守ることはできません
- ※ 高浜3・4号の審査では、プルサーマルの審査基準（審査ガイド）もなく、福島原発事故のような汚染水についての対策もありません

避難計画は根本から破綻。安全性は保証されず。再稼働に反対してください

若狭町長 森下 裕 様

高浜原発3・4号の再稼働に向けて、原子力規制委員会は昨年12月17日に「審査書案」を公表しました。1ヶ月のパブコメを経て（本日16日が締め切り）、基本設計の合格証にあたる「審査書」をまとめようとしています。

福井県知事は、これに加えて「工事計画」「保安規定」が審査に合格した後に、再稼働同意を判断すると述べ、地元同意の範囲は、福井県と高浜町に限ると表明しています。

しかし、避難計画には要援護者の避難の問題等々大きな問題があります。それに加えて、避難所が土砂災害警戒区域等に設定されたままである実態が新たに明らかになりました。

私たちは、避難先兵庫県の全市町（41自治体）にアンケートを出し、避難所が危険区域に設定されていないかを調査しました。100%の回答率で、結果を集約しましたのでお伝えします。

1. 原発事故時の兵庫県避難先・危険区域の避難所問題（アンケート結果より）

- ❖ 兵庫県41市町中の内、24市町で危険区域に避難所が設定されています。全避難所599ヶ所の約3割にもあたる184ヶ所が該当します。避難者数では、4万6千人以上です（資料1：危険区域の避難所アンケート回答集約）。
- ❖ 福井県4市町（小浜市・高浜町・おおい町・若狭町）の場合は、避難先15市町で36ヶ所。約1万人の避難所が危険区域に設定されたままです（資料2：危険区域の避難所一覧）。
- ❖ 若狭町の場合は、兵庫県の避難先8市町の内、4市（篠山市、丹波市、三木市、加東市）の避難所10ヶ所が危険区域にあります。ここに避難する住民は5, 240名にもものぼります。若狭町の避難対象住民（約1万6千人）の3割にも該当します。（資料2）。

自然災害や福島原発事故の犠牲と教訓を踏まえて、災害対策基本法及び原子力災害対策特別

措置法が改正されました（改正は昨年6月、施行は今年4月）。これによって避難所の指定と基準が規定され、避難施設は安全な区域に設定し、原発事故の場合はさらに30km圏外に設定することになっています（資料3：法改正の解説）。

そのため、危険区域に設定されたままの避難所は、これら法改正を満たしておらず、違法な状態のままです。

原発事故で避難した先が危険区域では、住民の安全を守ることは到底できません。

【質問】

①若狭町では、昨年から区長等が避難所を視察され、1月9日には防災計画・避難計画を改定されています。兵庫県の避難所が危険区域に設定されていることを知っていましたか。

②一部の自治体では、避難所の見直しに向けて検討が始まっています。若狭町では、この問題について、4者協議や避難先自治体と相談などをされていますか。

2. プルサーマルの安全性を判断する審査基準（審査ガイド）はありません

原子力規制委員会は、12月17日に高浜3・4号の「審査書案」を公表しました。当日の会合では、「プルサーマルは前提になっている」と簡単に述べるだけでした。1月13日の市民と規制委員会の交渉で、以下のことが明らかになりました。これでは、安全は保証されません。

- プルサーマルの安全性を評価するための審査基準（審査ガイド）はない。ウラン炉心に比べてパラメータ等を厳しく設定していると言いますが、それを審査する基準がないため、これでは安全性を確認できたとはいえない。
- 使用済MOX燃料の処理の方法は決まっていないことを認めながら、MOX燃料の使用を認めている。
- 汚染水対策については、放水砲とシルトフェンスだけでよしとしている。他方、重大事故では大量の汚染水が格納容器内に溜まることは認めながら、その処理は中長期的な対策に委ね、「方針をつくる」ことを確認しただけで、具体的な対策はない等々。

3. 再稼働に関する住民説明会と同意権について

以上のように、高浜原発3・4号の再稼働については、避難計画の点においても、安全性の点においても多くの問題があります。周辺住民の生命と安全がなにより大切にされなければなりません。住民説明会を実施し、住民の声を聞いて下さい。

福井県知事と関西電力は、再稼働についての地元同意は県と高浜町にあると主張しています。しかし、若狭町や30km圏内の京都府・滋賀県はもとより、琵琶湖の汚染等によって被害を受ける関西一円の自治体や住民の意見は当然に尊重されるべきです。

関西広域連合は、昨年12月25日に、再稼働の同意範囲は30km圏内を含む周辺自治体にも認めるよう国に求めました（資料4）。

これらを踏まえて、以下を強く要請します。

要 請 事 項

1. 若狭町民の避難所が危険区域に設定されたままであり、これでは住民の安全を守ることはできません。この実態を町民と町議会及び福井県に知らせてください。
福井県及び避難先自治体と早急に協議し、避難所の見直しに取りかかって下さい。
2. 住民の生命と安全を守る避難計画がないもとの、再稼働は認められない旨を表明してください。
3. プルサーマルは危険な原発を一層危険にします。プルサーマルの安全性を判断するための審査基準（審査ガイド）はなく、これでは安全性の評価はできません。プルサーマル反対を表明してください。
4. 再稼働に関する住民説明会を規制委員会に求めてください。再稼働の同意権は若狭町にもあると表明してください。

2015年1月16日

避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／脱原発はりまアクション／原発防災を考
える兵庫の会／美浜の会)

この件の連絡先：

グリーン・アクション 京都市左京区田中関田町 22-75-103. TEL: 075-701-7223 FAX: 075-702-1952
美浜の会 大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル3階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581